

土地改良工事積算基準（長野県農政部） 新旧対照表

改定後（R4.04.01適用）	改定前（R3.10.01適用）																																																
<p style="text-align: center;">土地改良事業等請負工事積算基準</p> <p>注2) 中間農業地域と山間農業地域は、農林水産省大臣官房統計部で整理している「農業地域類型一覧表」に示す旧市区町村名に該当する地域をいう。なお、詳細は農林水産省ホームページを参照されたい。 【https://www.maff.go.jp/j/tokei/chiiki_ruikei/setsumei.html】</p> <p>注3) 適用条件の複数に該当する場合は、適用優先順によるが、共通仮設費で決定した施工地域区分と同一ものを適用すること。</p> <p>別表4 一般管理費等率 前払金支出割合が35%を超え40%以下の場合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th>工事原価</th> <th>500万円以下</th> <th>500万円を超え30億円以下</th> <th>30億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <td>一般管理費等率（Y_p）</td> <td>23.57%</td> <td>$-4.97802 \cdot \log X_p + 56.92101$</td> <td>9.74%</td> </tr> </table> <p>(1) X_p=工事原価（単位：円） (2) Y_pの算出に当たっては、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。 （単位：%）</p> <p>別表5 前払金支出割合による補正（一般管理費等率）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th>前払金支出割合区分</th> <th>0%から5%以下</th> <th>5%を超え15%以下</th> <th>15%を超え25%以下</th> <th>25%を超え35%以下</th> </tr> <tr> <td>補正係数</td> <td>1.05</td> <td>1.04</td> <td>1.03</td> <td>1.01</td> </tr> </table> <p>(1) 別表4で求めた一般管理費等率に当該補正係数を乗じて得た率は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p> <p>別表6 契約保証に係る補正（一般管理費等率）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th>保証の方法</th> <th>補正值(%)</th> </tr> <tr> <td>ケース1：発注者が金銭的保証制度を必要とする場合。（工事請負契約書第4条を採用する場合）</td> <td>0.04</td> </tr> <tr> <td>ケース2：ケース1以外の場合</td> <td>補正しない</td> </tr> </table> <p>注1) ケース2の具体的例は以下のとおりとする。 ① 予算決算及び会計令第100条の2第1項第1号の規定により工事請負契約書の作成を省略できる工事請負契約である場合 ② 契約保証を必要とするケースと必要としないケースが混在する混合入札の場合、契約保証費は積算では計上しないものとする。 注2) 契約保証に必要な費用を計上する場合は、当初契約の積算に見込むものとする。</p>	工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの	一般管理費等率（Y _p ）	23.57%	$-4.97802 \cdot \log X_p + 56.92101$	9.74%	前払金支出割合区分	0%から5%以下	5%を超え15%以下	15%を超え25%以下	25%を超え35%以下	補正係数	1.05	1.04	1.03	1.01	保証の方法	補正值(%)	ケース1：発注者が金銭的保証制度を必要とする場合。（工事請負契約書第4条を採用する場合）	0.04	ケース2：ケース1以外の場合	補正しない	<p style="text-align: center;">土地改良事業等請負工事積算基準</p> <p>注2) 中間農業地域と山間農業地域は、農林水産省大臣官房統計部で整理している「農業地域類型一覧表」に示す旧市区町村名に該当する地域をいう。なお、詳細は農林水産省ホームページを参照されたい。 【https://www.maff.go.jp/j/tokei/chiiki_ruikei/setsumei.html】</p> <p>注3) 適用条件の複数に該当する場合は、適用優先順によるが、共通仮設費で決定した施工地域区分と同一ものを適用すること。</p> <p>別表4 一般管理費等率 前払金支出割合が35%を超え40%以下の場合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th>工事原価</th> <th>500万円以下</th> <th>500万円を超え30億円以下</th> <th>30億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <td>一般管理費等率（Y_p）</td> <td>22.72%</td> <td>$-5.48972 \cdot \log X_p + 59.4977$</td> <td>7.47%</td> </tr> </table> <p>(1) X_p=工事原価（単位：円） (2) Y_pの算出に当たっては、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。 （単位：%）</p> <p>別表5 前払金支出割合による補正（一般管理費等率）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th>前払金支出割合区分</th> <th>0%から5%以下</th> <th>5%を超え15%以下</th> <th>15%を超え25%以下</th> <th>25%を超え35%以下</th> </tr> <tr> <td>補正係数</td> <td>1.05</td> <td>1.04</td> <td>1.03</td> <td>1.01</td> </tr> </table> <p>(1) 別表4で求めた一般管理費等率に当該補正係数を乗じて得た率は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p> <p>別表6 契約保証に係る補正（一般管理費等率）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th>保証の方法</th> <th>補正值(%)</th> </tr> <tr> <td>ケース1：発注者が金銭的保証制度を必要とする場合。（工事請負契約書第4条を採用する場合）</td> <td>0.04</td> </tr> <tr> <td>ケース2：ケース1以外の場合</td> <td>補正しない</td> </tr> </table> <p>注1) ケース2の具体的例は以下のとおりとする。 ① 予算決算及び会計令第100条の2第1項第1号の規定により工事請負契約書の作成を省略できる工事請負契約である場合 ② 契約保証を必要とするケースと必要としないケースが混在する混合入札の場合、契約保証費は積算では計上しないものとする。 注2) 契約保証に必要な費用を計上する場合は、当初契約の積算に見込むものとする。</p>	工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの	一般管理費等率（Y _p ）	22.72%	$-5.48972 \cdot \log X_p + 59.4977$	7.47%	前払金支出割合区分	0%から5%以下	5%を超え15%以下	15%を超え25%以下	25%を超え35%以下	補正係数	1.05	1.04	1.03	1.01	保証の方法	補正值(%)	ケース1：発注者が金銭的保証制度を必要とする場合。（工事請負契約書第4条を採用する場合）	0.04	ケース2：ケース1以外の場合	補正しない
工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの																																														
一般管理費等率（Y _p ）	23.57%	$-4.97802 \cdot \log X_p + 56.92101$	9.74%																																														
前払金支出割合区分	0%から5%以下	5%を超え15%以下	15%を超え25%以下	25%を超え35%以下																																													
補正係数	1.05	1.04	1.03	1.01																																													
保証の方法	補正值(%)																																																
ケース1：発注者が金銭的保証制度を必要とする場合。（工事請負契約書第4条を採用する場合）	0.04																																																
ケース2：ケース1以外の場合	補正しない																																																
工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの																																														
一般管理費等率（Y _p ）	22.72%	$-5.48972 \cdot \log X_p + 59.4977$	7.47%																																														
前払金支出割合区分	0%から5%以下	5%を超え15%以下	15%を超え25%以下	25%を超え35%以下																																													
補正係数	1.05	1.04	1.03	1.01																																													
保証の方法	補正值(%)																																																
ケース1：発注者が金銭的保証制度を必要とする場合。（工事請負契約書第4条を採用する場合）	0.04																																																
ケース2：ケース1以外の場合	補正しない																																																